

# 特定実験試験局に使用できる周波数等一覧(近畿管内)

総務省告示第216号(平26.6.24)

使用可能周波数範囲(帯域幅)[注1]	等価等方輻射電力[注2]	備考	近畿以外の使用可能地域[注3]
<b>平成27年6月30日まで使用可能な周波数</b>			
42GHzから42.5GHzまで(500MHz)	2000W以下 空中線電力は5W以下に限る。	陸上での使用に限る。	東北(岩手県を除く)、北陸、四国
44.1GHzから44.8GHzまで(700MHz)	2000W以下 空中線電力は5W以下に限る。		東北、北陸、四国
45.5GHzから47GHzまで(1.5GHz)	2000W以下 空中線電力は5W以下に限る。		東北、北陸、四国
<b>平成28年6月30日まで使用可能な周波数</b>			
154.222MHzから154.238MHzまで(16kHz)	25W以下	陸上での使用に限る。	【近畿限定】
5100MHzから5140MHzまで(40MHz)	1W以下		北海道、東北、信越、北陸、東海、中国、四国、九州、沖縄
21.4GHzから21.45GHzまで(50MHz)	1W以下		
21.45GHzから21.5GHzまで(50MHz)	1W以下	陸上での使用に限る。	東北
21.7GHzから22GHzまで(300MHz)	1W以下		東北、関東、信越、北陸、東海、中国、四国、九州、沖縄
<b>平成30年6月30日まで使用可能な周波数</b>			
143MHzから143.21MHzまで(210kHz)	1W以下	陸上での使用に限る。	東北(31、福島県を除く)、北陸(31)、東海(31)、中国(31)、九州(28)
146.33MHzから146.61MHzまで(280kHz)	50W以下	陸上での使用に限る。	【近畿限定】
146.95MHzから147.21MHzまで(260kHz)	50W以下	陸上での使用に限る。	東北(31、福島県を除く)、東海、中国(31)、四国(31)、九州(28)
161.2MHzから161.28MHzまで(80kHz)	10W以下	陸上での使用に限る。	北陸(31)、中国(31)
278.2MHzから278.7MHzまで(500kHz)	10W以下		信越(31)、北陸(31)、東海(31)、九州
351.85MHzから352.1MHzまで(250kHz)	10W以下	陸上での使用に限る。	東北(31)、関東(31)、信越(31)
412.472MHzから413.472MHzまで(1MHz)	10W以下	陸上での使用に限る。	北海道(31)
426.9MHzから427.5MHzまで(600kHz)	10W以下	陸上での使用に限る。	北海道、東海(31)、九州
452.768MHzから452.88MHzまで(112kHz)	5W以下	陸上での使用に限る。	【近畿限定】
453.03MHzから453.238MHzまで(208kHz)	5W以下	陸上での使用に限る。	【近畿限定】
19.52GHzから19.58GHzまで(60MHz)	0.1W以下		九州
25.87GHzから25.945GHzまで(75MHz)	0.1W以下		【近畿限定】
26.725GHzから26.735GHzまで(10MHz)	0.1W以下		四国(31)

( )内の数字は、使用可能期間が異なる場合の年[平成]を示す

( )内の数字は、使用可能期間が異なる場合の年[平成]を示す

[注1] 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

[注2] 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

[注3] 近畿以外の使用可能地域では、等価等方輻射電力及び備考に違いがある場合があります。総務省告示第216号(平成26年6月24日付)で確認をお願いします。

特定実験試験局に使用できる周波数等一覧(近畿管内)

総務省告示第216号(平成26.6.24)

使用可能周波数範囲(帯域幅)[注1]	等価平方輻射電力[注2]	備考	近畿以外の使用可能地域[注3]
<b>平成31年6月30日まで使用可能な周波数</b>			
66.2MHzから66.5MHzまで(300kHz)	10W以下		関東、北陸、中国、四国
72.54MHzから72.66MHzまで(120kHz)	50W以下	陸上での使用に限る。	中国
73.55MHzから73.65MHzまで(100kHz)	10W以下		北陸、東海、中国、四国
151.862MHzから151.878MHzまで(16kHz)	50W以下		東北、関東、信越、北陸、四国
151.902MHzから151.918MHzまで(16kHz)	25W以下	陸上での使用に限る。	[近畿限定]
152.382MHzから152.398MHzまで(16kHz)	25W以下	陸上での使用に限る。	[近畿限定]
259.8MHzから259.9MHzまで(100kHz)	50W以下	陸上での使用に限る。	北陸
268.8MHzから268.9MHzまで(100kHz)	50W以下	陸上での使用に限る。	北陸
342.16875MHzから342.20225MHzまで(33.5kHz) と 358.66875MHzから358.70225MHzまで(33.5kHz)	1W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数帯の使用は、この2周波数帯を対とする。	[近畿限定]
368.24MHzから368.56MHzまで(320kHz) と 386.24MHzから386.56MHzまで(320kHz)	1W以下	二周波方式によるこの周波数帯の使用は、この2周波数帯を対とする。	[近畿限定]
428MHzから428.4MHzまで(400kHz)	10W以下	陸上での使用に限る。	東北、信越、北陸、中国、四国、九州(28)
12.8GHzから12.95GHzまで(150MHz)	1W以下		北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、中国、四国、九州
15.5GHzから15.6GHzまで(100MHz)	1W以下		北海道、北陸、中国(山口県を除く)、四国、九州(福岡県及び長崎県を除く)
19.7GHzから19.75GHzまで(50MHz)	0.1W以下		四国
32.05GHzから33.25GHzまで(1.2GHz)	1W以下		北海道、東北、北陸、東海、中国、四国、九州(長崎県を除く)、沖縄(28)
38.06GHzから38.12GHzまで(60MHz) と 39.06GHzから39.12GHzまで(60MHz)	0.1W以下	二周波方式による使用は、この2周波数帯を対とする。	北陸、四国、九州
39.625GHzから40.375GHzまで(750MHz)	0.1W以下		東北、北陸、四国、九州、沖縄
48.4GHzから48.7GHzまで(300MHz)	0.1W以下		東北、関東、信越、北陸、東海、中国、四国、九州、沖縄
49.3GHzから49.8GHzまで(500MHz)	0.1W以下		東北、関東、信越、北陸、東海、中国、四国、九州、沖縄
51.35GHzから52.35GHzまで(1GHz)	0.1W以下		東北、信越、北陸、東海、中国、四国、九州、沖縄

[注1] 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

[注2] 空中線電力は、その等価平方輻射電力の値がそれぞれ等価平方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

[注3] 近畿以外の使用可能地域では、等価平方輻射電力及び備考に違いがある場合があります。総務省告示第216号(平成26年6月24日付)で確認をお願いします。